

〔注〕2002年4月から改正沿革を付記した。

改正	2002年4月1日	2015年4月1日
	2015年12月1日	2016年4月1日

(総則)

第1条 図書館は、研究教育活動に必要な図書を収集し、管理して利用に供し、学術の発展に資することを目的とする。その目的を達成するために、他の図書館及び研究機関との相互協力及び公開に努めるものとする。また、学生の学修支援に供するため、図書館利用講習の機会を設けるとともに、ラーニング・スクエア、グループ学習室等を整備・提供し、管理・運営するものとする。

(設置)

第2条 図書館は、中京大学図書館と総称し、名古屋キャンパスに名古屋図書館、ライブラリーサービスセンター及び法学文献センターを、豊田キャンパスに豊田図書館をそれぞれ設ける。

(委員会)

第3条 図書館の運営について審議する機関として図書委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関することは、別に定める。

(組織)

第4条 図書館に館長及び行政職員を置く。必要により館長代理を置くことができる。館長は、図書館の業務を統括する。

2 館長選任に関することは、別に定める。

3 館長代理の選任は、館長が委員会に諮って行う。

(蔵書)

第5条 図書館に登録された図書をもって図書館の蔵書とする。

(図書区分)

第6条 図書館の図書区分は、中京大学図書館規程施行細則（以下「細則」という。）の定めるところによる。

(寄贈)

第7条 図書館は、図書の寄贈を受けることができる。

2 寄贈を受けた図書は、中京大学が既に所蔵している図書と同一に取り扱うものとする。

(除籍)

第8条 図書の除籍については、細則の定めるところによる。

(利用)

第9条 図書館の利用については、細則の定めるところによる。

(利用の停止又は禁止)

第10条 館長は、図書館の規程若しくは指示に従わない者又はその他不都合の行為のあった者に対して、図書館の利用を停止又は禁止することができる。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、委員会及び教学審議会の審議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、1969年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1975年9月11日から施行する。

附 則

この規程は、1981年5月14日から施行する。

附 則

この規程は、1988年7月14日から施行する。

附 則

この規程は、1991年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2002年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。